

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	極東開発工業株式会社 （代表取締役 布原 達也）
住 所	大阪府中央区淡路町二丁目5番11号

2 措置期間

令和7年11月13日から令和8年6月26日まで（7か月2週間）

※本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2及び第4条第3項を適用。

3 事実概要

当該事業者は、令和7年9月24日に公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条に違反した業者として公表された。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279